

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二六三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六三
- 道路の区域を変更する件 二六三
- 道路の供用を開始する件 二六三
- 平成二十二年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件 二六四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件 二六四
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二六五
- 一般競争入札を行う件 二六五
- 福島県教育委員会教育長 二六六
- 公金の徴収の事務を委託した件 二六六
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 二六六

告 示

福島県告示第二百七十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年四月一日救急病院として認定した。

平成二十二年四月十三日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄 平
医療法人社団恵周会白河病院	白河市六反山一〇一	認定有効期限
医療法人社団青空会大町病院	南相馬市原町区大町三一九七	平成二五年三月二日

福島県告示第二百七十三号

(地域医療課)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成二十二年三月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月五日認可した。

平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字檜 原字猫小屋山一一五一 番二地先から 同 郡同 村大字檜 原字猫小屋山一一五一 番三地先まで	変更前	A 八・〇	五二八・〇
		変更後	A 八・〇 B 一〇・〇	五二八・〇 三五四・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字檜原字猫小屋山一一五一 一番二地先から	平成二十二年四月 一四日

公 告

公告第百五十五号

平成二十二年福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験を実施する職種
保健師

二 試験期日

平成二十二年五月二十日（木）

三 受験申込受付期間

平成二十二年四月十三日（火）から五月十二日（水）まで

四 受付窓口及び問い合わせ先

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話
（〇二四）五二一一七二一九）

（人事課）

公告第百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月二十五日

二 名称

特定非営利活動法人梁川町歴史文化財保存協会

三 代表者の氏名

佐藤 勇

四 主たる事務所の所在地

福島県伊達市梁川町字上町十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、伊達市梁川町における歴史文化財の保存・活用を通して活動を行い、
歴史文化財を活かした個性的かつ魅力的な町づくりを推進し、交流人口の増加など地

同 郡同 村大字檜原字猫小屋山一二五
一番三地先まで

（道路計画課）

域の活性化に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月三十日

二 名称

特定非営利活動法人はーとふぁーむ

三 代表者の氏名

矢吹 貞一

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市島二丁目十一番十号ブリパールB棟二百二号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、社会に寄与する
ことを目的とする。

（文化振興課）

公告第百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月三十日

二 名称

特定非営利活動法人県北総合メンテナンス

三 代表者の氏名

森 茂雄

四 主たる事務所の所在地

福島県伊達市梁川町字北本町三十番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々又は弱者に対して、欠かすことのできない安心、安
全な住環境及び社会の安定を図る為に行政と連携して、協働で調査、研究、情報発信
など、保健、医療、福祉、地域安全、環境保全、町づくり、経済活動の活性化、雇用
機会の拡充、消費者保護活動に関する事業を行い、地元企業参加型社会の推進に寄与

すゝめいそを目的とする。

(文化振興課)

公告第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 山口 信也 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三二番地

(農林計画課)

公告第160号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年 4 月13日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノートパソコン 400台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成22年10月29日（金）

(4) 納入場所 福島県警察本部警務部警務課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月27日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年4月16日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年5月28日（金）午後3時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日（木）午後5時15分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal computer 400
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 3 : 30 p.m., 28 May 2010
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 27 May 2010
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年四月十三日

福島県立美術館長 酒井 哲朗

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 株式会社東北装美
- 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(総 務 課)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4月13日

福島県公安委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第5号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第一三春警察署の部中「三春警察署」を「田村警察署」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。